

A-1 次の記述は、航空機局の開設の申請について、電波法（第6条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局の□Aを受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
 (5) □B及び空中線電力 (6) 希望する運用許容時間
 (7) 無線設備(注)の工事設計及び□C
注 電波法第30条(安全施設)の規定により備え付けなければならない設備を含む。
 (8) 運用開始の予定期日
 (9) 航空機の所有者、用途、型式等その航空機に関する事項

A	B	C
1 登録	電波の型式、周波数	工事落成の予定期日
2 免許	電波の型式、周波数	工事着手の予定期日
3 免許	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事落成の予定期日
4 登録	電波の型式並びに希望する周波数の範囲	工事着手の予定期日

A-2 航空機局の免許人がその送信設備の有効通達距離を改善するため、空中線電力を変更するとともに、送信装置を取り替えようとする場合は、どうしなければならないか。電波法(第17条及び第19条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣に空中線電力の指定の変更の申請を行う。
- 2 空中線電力を変更し、送信装置を取り替える前に、その旨を総務大臣に届け出る。
- 3 空中線電力を変更し、送信装置を取り替えた後、速やかに、その旨を総務大臣に届け出る。
- 4 総務大臣に空中線電力の指定の変更の申請を行うとともに、これに係る無線設備の変更の工事の許可の申請を行う。

A-3 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について、電波法（第28条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の□A、□B電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A	B
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等
3 周波数の偏差及び安定度	高調波の強度等
4 周波数の偏差及び安定度	空中線電力の偏差等

A-4 次の記述は、無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作について、電波法施行規則（第34条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条（無線設備の操作）第2項の総務省令で定める無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作は、次のとおりとする。

- ① 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で □A□ に関するもの
- ② 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの(注1)
 - 注1 自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。
 - (1) 無線方向探知に関する通信
 - (2) □B□ に関する通信
 - (3) 気象通報に関する通信(注2)
 - 注2 (2)に掲げるものを除く。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの

A	B
1 遭難通信又は緊急通信	航空機の安全運航
2 遭難通信又は緊急通信	航空機の正常運航
3 遭難通信、緊急通信又はノータムに関する通信	航空機の安全運航
4 遭難通信、緊急通信又はノータムに関する通信	航空機の正常運航

A-5 次に掲げる通信のうち、航空移動業務の無線局が免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することができる通信に該当しないものはどれか。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信、緊急通信又は非常通信
- 2 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- 3 気象の照会又は時刻の照合のために行う航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の通信
- 4 航空機を運行する者の開設する航空局が飛行場内にあるこれと同じ者の開設する陸上移動局との間で行う通信

A-6 次の記述は、免許状に記載された事項の遵守について、電波法（第53条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合には、□A□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、□B□については、この限りでない。

A	B
1 空中線電力	遭難通信
2 空中線電力	遭難通信、緊急通信及び安全通信
3 無線設備の設置場所	遭難通信
4 無線設備の設置場所	遭難通信、緊急通信及び安全通信

A-7 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A□又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように □B□ なければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A	B
1 他の無線局	一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を備え
2 他の無線局	運用し
3 重要無線通信を行う無線局	一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を備え
4 重要無線通信を行う無線局	運用し

A-8 次の記述は、義務航空機局等の運用義務時間について、電波法（第70条の3）及び無線局運用規則（第143条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。
- ② ①の規定による義務航空機局の運用義務時間は、□Aとする。
- ③ ①の規定による航空機地球局の運用義務時間は、次の区分に従い、それぞれに定めるとおりとする。
 - (1) 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うもの
その航空機が別に告示する区域を航行中常時
 - (2) 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないもの
運用可能な時間
- ④ 航空局及び航空地球局は、□B運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A	B
1 その航空機の航行中常時	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時
2 その航空機の航行中常時	常時
3 責任航空局が指示する時間	常時
4 責任航空局が指示する時間	航空機が自局の責任に係る区域を航行している時間中常時

A-9 次の記述のうち、一般通信方法における無線通信の原則として規定されている事項に該当しないものはどれか。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信は、できる限り速い送信速度で行わなければならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-10 次の記述は、航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位について、無線局運用規則（第150条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位は、次に掲げる順序によるものとする。
 - (1) 遭難通信
 - (2) 緊急通信
 - (3) 無線方向探知に関する通信
 - (4) 航空機の□Aに関する通信
 - (5) 気象通報に関する通信（(4)に掲げるものを除く。）
 - (6) 航空機の□Bに関する通信
 - (7) (1)から(6)に掲げる通信以外の通信
- ② ノータムに関する通信は、緊急の度に応じ、□Cに次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

A	B	C
1 正常運航	安全運航	遭難通信
2 正常運航	安全運航	緊急通信
3 安全運航	正常運航	緊急通信
4 安全運航	正常運航	遭難通信

A-11 緊急通信は、どのような場合に、緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行われるか。電波法（第52条）の規定に照らし、適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

A-12 次の記述は、遭難通信の取扱いについて、電波法（第66条及び第70条の6）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、□A□、かつ、□B□に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□C□を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A-13 次の記述は、121.5MHzの電波の使用制限について、無線局運用規則（第153条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

121.5MHzの電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- ① □A□の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、□B□が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- ② 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- ③ 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又は□C□の送信を行うとき。
- ④ 121.5MHz以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- ⑤ 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 航行中又は航行の準備中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号
3 航行中又は航行の準備中の航空機	通常使用する電波	通報
4 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号

A-14 次の記述は、航空機局又は航空機地球局の検査について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第39条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、□Aの提示を要求することができる。□Bは、この検査を容易に行うことができるようにする。□Aは、要求がある場合には提示することができるように保管する。
- ② □Aが提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備がこの規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、□Cことができる。

A	B	C
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	設備に係る資料の提示を求める
2 許可書	航空機の責任者	設備に係る資料の提示を求める
3 許可書	局の通信士又は責任者	その設備を検査する
4 無線通信規則に適合する旨の証明書	航空機の責任者	その設備を検査する

B-1 次の記述は、航空移動業務等の局の執務時間について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第40条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務の各局は、□アに正しく調整した正確な時計を備え付ける。
- ② 航空局又は航空地球局の執務は、その局が飛行中の航空機と無線通信業務に対して責任を負う全時間中□イとする。
- ③ 飛行中の航空機局及び航空機地球局は、航空機の□ウに不可欠な通信上の必要性を満たすために業務を維持し、また、権限のある機関が要求する□エを維持する。さらに、航空機局及び航空機地球局は、安全上の理由がある場合を除くほか、関係の□オに通知することなく□エを中止してはならない。

1 所属する国又は地域の標準時	2 随時	3 無休	4 協定世界時（UTC）	5 航空局又は航空地球局
6 安全及び正常な飛行	7 聴守	8 通信連絡	9 効率的な運航	10 運航管理機関

B-2 次に掲げる通信の通報のうち、無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 航空機の運航計画の変更に関する通報
- イ 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- ウ 至急に入手すべき航空機の部分品及び材料に関する通報
- エ 航行中又は出発直前の航空機に関し、急を要する気象情報
- オ 航行中の航空機に関し、急を要する通報（当該航空機を運行する者から発し又は航空機の送信するものに限る。）

B-3 次の記述のうち、無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局のとるべき措置として正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。
- イ 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。
- ウ 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。
- エ 緊急の事態にある航空機の付近を航行中の他の航空機に緊急の事態の状況を通知すること。
- オ 緊急の事態にある航空機が海上にある場合には、適当と認める海岸局に当該緊急通報の送信を要求すること。

B-4 次に掲げる事項のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに、総務大臣からその無線局について受けることがある処分該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許の取消処分
- イ 期間を定めて行われる運用許容時間の制限
- ウ 期間を定めて行われる周波数又は空中線電力の制限
- エ 3箇月以内の期間を定めて行われる無線局の運用の停止
- オ 期間を定めて行われる通信の相手方又は通信事項の制限

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う航空機局及び航空機地球局（注）に備付けを要するものを1、これらに備付けを要しないものを2として解答せよ。

注 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。

- ア 免許状
- イ 無線従事者選解任届の写し
- ウ 電波法及び電波法に基づく命令の集録
- エ 無線測位局及び特別業務の局の局名録
- オ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続

B-6 次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、航空機局の無線業務日誌に記載しなければならない事項を1、これに記載を要しない事項を2として解答せよ。

- ア 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数
- イ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
- ウ 自局の航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置
- エ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- オ 航空機局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、その事実及び措置の内容